

平成20年11月6日

愛知県自治体キャラバン実行委員会様

愛知県健康福祉部健康福祉総務課長

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情について
(回答)

2008年9月30日付けの陳情書に対する関係課の回答を別添のとおり取りまとめましたので、送付します。

なお、懇談の場を下記のとおり用意しましたので、お知らせします。

記

1 日 時

平成20年11月13日(木) 午後2時から4時まで

2 場 所

自治センター 4階 大会議室

担当 総務・企画・広報グループ(岡本)

電話 052-954-6257(ダイヤルイン)

別 紙（様式1）

要請番号	【1】	所管課名	健康福祉総務課
<要請内容>			
【1】憲法25条、地方自治法第1条を踏まえて、医療・介護・福祉など社会 保障施策の充実をすすめてください。			
<回答要旨>			
<p>本県におきましては、「人口減少・超高齢社会を支えあう自立と安心の社会システムづくり」を基本課題としまして、県民の皆様一人ひとりが健康で自立し、安心して生活できる社会づくりに取り組んでおります。</p> <p>こうした、事業の実施にあたりましては、憲法を始め各法令の規定を遵守し、適切に進めているところであります。</p>			

別紙（様式1）

要請番号	【2】 1 (1) ①	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
<p>【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。</p> <p>1. 安心できる介護保障について</p> <p>(1) 介護保険について</p> <p>① 介護保険料について</p> <p>ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。</p>			
<回答要旨>			
<p>第1号被保険者の介護保険料につきましては、保険者である市町村等が3年を単位とした計画期間ごとに策定する介護保険事業計画に定めるサービス見込量等に基づいて算定されます。</p> <p>現在、市町村等におきましては、平成21年度から平成23年度までを計画期間とする第4期介護保険事業計画を策定中であり、介護保険料は今後国において決定される介護報酬の改定率にも影響されます。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】 1 (1) ①	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
<p>イ 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。</p>			
<回答要旨>			
<p>低所得者に対する介護保険料の軽減措置につきましては、制度の趣旨に沿って各保険者の判断により実施することができるとされています。</p> <p>ただし、介護保険が介護を国民皆で支え合う制度である点や公平性という観点から、保険料の全額免除や、資産等を考慮せず収入のみに着目した一律減免、一般財源による保険料減免分の補填は適当ではないという国の方針が示されています。</p> <p>こうした中、県内でも多くの保険者において低所得者の方への個別の減免が行われています。</p> <p>なお、県としましても、低所得者対策は全国的な問題であることから、低所得者対策の拡充について国に対して要望しているところです。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】 1 (1) ②	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
② 利用料について ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。			
<回答要旨>			
<p>低所得者に対する利用料の軽減につきましては、食費や居住費（滞在費）の負担上限額と基準費用額の差額を補足する「特定入所者介護サービス費（補足給付）」、1か月の利用者負担上限額を超える額を償還払いする「高額介護サービス費の支給」、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度などが実施されています。</p> <p>なお、県としましても、低所得の方でも必要なサービスが利用できるよう、利用者負担に関する低所得者対策の拡充について国に対して要望しているところ です。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】1(1)③	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
③ 要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。			
<回答要旨>			
これらのサービス等については、一律に利用を制限することはなく、個々の利用者の状況により、必要なサービスが提供されるよう指導しています。 今後も適切な介護サービスが提供できるよう、事業者講習会やホームページで情報を提供します。			

別紙（様式1）

要請番号	【2】1(1)④	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
④ 特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。			
<回答要旨>			
<p>平成18年3月に、「第3期愛知県高齢者保健福祉計画」（平成18年度から20年度）を作成し、現在はこの計画に従い、在宅サービスや施設整備の基盤整備を推進しているところです。</p> <p>小規模多機能型居宅介護等の「地域密着型サービス」については、平成18年度に創設され、市町村が地域単位で適正なサービス基盤の整備ができることになりました。</p> <p>県としましても、各市町村の地域の実情に応じ、地域密着型サービスの整備が円滑に進められるよう必要な助言を続けていきたいと考えております。</p> <p>また、在宅サービスの充実を図ることは勿論ですが、施設サービスにつきましても、真に施設サービスが必要な者が必要なときに利用できるよう老人保健福祉圏域ごとに計画的な整備を進めて参ります。</p>			

別紙（様式1）

要請番号	【2】1(1) ⑤	所管課名	高齢福祉課、地域福祉課
<要請内容>			
⑤ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な援助をしてください。			
<回答要旨>			
<p>介護保険事業者が必要な人材を確保し、適切な事業運営ができるよう、介護報酬の改訂等必要な見直しを国に要望しております。</p> <p>また、介護労働者の確保・定着を図るため、平成20年度、愛知県社会福祉協議会に委託し、事業所経営者を対象に人事や経営管理の研修を実施して、職場環境の整備を支援します。</p> <p>さらに、愛知県社会福祉協議会では介護施設を含む社会福祉関係職員の研修も実施しております。</p>			

別 紙 (様式 1)

要請番号	【2】1(2)①	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
(2) 高齢者福祉施策の充実について			
① 配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。			
<回答要旨>			
配食サービスは、市町村が実施しております地域支援事業において、栄養改善が必要な高齢者に対して、見守りを兼ねた配食サービスの支援が実施できることになっております。			
また、市町村では、単独事業として、地域の実情に応じ様々な方法により配食サービスの事業を実施しております。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】1(2)②	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
<p>② 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を実施して下さい。</p> <p>ア 地域巡回バスなどの外出支援</p> <p>イ 宅老所、街角サロンなど高齢者の集まり場への援助など多面的な施策</p>			
<回答要旨>			
<p>高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう支援するため、市町村では、地域支援事業において、高齢者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業であれば、地域の実情に応じ、創意工夫を生かした多様な事業を実施することができるようになっております。</p> <p>また、市町村では、単独事業としても、地域の実情に応じ様々な方法により高齢者の自立した日常生活の支援のための事業を実施しております。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】1(3)①	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
(3) 介護サービス情報公表制度について			
① 介護サービス情報の調査手数料と公表手数料の事業主負担を無くしてください。			
<回答要旨>			
<p>介護サービス情報の調査事務にかかる手数料の徴収については、介護保険法第115条の30第3項、公表手数料の徴収については、介護保険法第115条の36第3項に規定されており、手数料の納付・金額については、愛知県手数料条例で規定しています。</p> <p>介護サービス情報の調査手数料については、国の通知を受け、調査事務等の実態調査をした結果、平成20年4月から45,500円から31,500円（平均）に引き下げました。</p> <p>また、介護サービス情報の公表手数料も同様に10,000円から8,200円に引き下げました。</p>			

別紙（様式1）

要請番号	【2】1(3) ②	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
② 介護サービス情報公表制度にかかる収支状況開示してください。			
<回答要旨>			
介護サービス情報公表制度にかかる調査機関・公表センターの収支状況につきましては、高齢福祉課のホームページにて公表しております。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】 1. (4)	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
(4) 障がい者控除の認定について			
① 介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。			
② すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。			
<回答要旨>			
<p>高齢者につきましては、所得税法施行令等の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている方等のほか、それらの方に準ずるとして市町村長の認定を受けている方が障害者控除の対象とされているところです。</p> <p>障害者又は特別障害者であることの認定につきましては、国の通知により市町村の事務とされており、市町村では国が示した認定の基準や障害者控除の取扱いに関する参考事項に沿って認定方法を定め、手続きが円滑に行われるよう広報紙、窓口での案内・チラシの設置、要介護認定者あての案内などにより周知を図っています。</p> <p>「要介護認定」と「障害認定」は判断基準が異なるため、要介護認定の結果のみをもって一律に身体障害等の何級に相当するかを判断することは困難であると考えておりますが、各市町村が介護保険制度の趣旨に沿って、適切な方法で認定を行うよう周知徹底を図っているところです。</p> <p>また、障害者控除の認定基準につきまして、対象者の認定が公平、公正かつ適切に行われるよう具体的、統一的な基準を示すよう国に要望しております。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】2①	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
2 高齢者医療の充実について			
① 福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とするとともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。			
<回答要旨>			
<p>県におきましては、少子・高齢化の急速な進展など、社会環境の大きな変化に対応するため、また、以前から子ども医療や障害者医療の対象拡大について市町村から強い要望をいただいておりますことから、福祉医療全体について見直しを行いました。</p> <p>今回の制度見直しは、限られた財源の中で全体のバランスを考慮しつつ、より支援を必要とする方々にいかに適切に配分するかという観点から、増え続ける寝たきりや認知症の方に対象を特化することとしたものでありますので、ご理解をいただきたいと思います。</p> <p>福祉医療については、将来にわたって制度を安定的に維持・運営していくために、平成13年度においてそのあり方を検討し、福祉給付金（後期高齢者福祉医療費給付）制度は、老人保健制度の対象年齢の引き上げ（70歳以上→75歳以上）に合わせ、補助対象年齢を引き上げたものであります。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】2②	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
② 後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。			
<回答要旨>			
<p>資格証明書は、保険料を納付する資力が十分にありながら、特段の事情もなく長期間保険料を滞納している方に、被保険者間の負担の公平の観点からやむを得ず行う措置であると考えております。</p> <p>資格証明書の交付は広域連合が行うものですが、実施に際しましては、一律に機械的な交付をするということではなく、広域連合と市町村が十分連携をとりながら、低所得者への配慮や被保険者との十分な納付相談を行った上で行うよう指導しております。</p>			

別紙（様式1）

要請番号	【2】2③	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
③ 後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。			
<回答要旨>			
<p>本県の障害者医療は、所得制限や一部自己負担金導入することなく、対象も他県が実施しておりません自閉症と診断された方を含むなど、限られた財源で幅広く助成を実施しており、全国トップの手厚い制度となっております。</p> <p>この水準をこれからも維持し、障害者の方々の医療に寄与するため、今後も国の制度をできるだけ活用するという趣旨で、事業実施主体である市町村とも協議し、65歳から74歳の障害者の方については長寿医療制度に加入されている方を医療費助成の対象とするという、現在の制度のかたちとなったものでございます。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】2④	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
④ 人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。			
<回答要旨>			
国保加入者への保健事業等については、国保を運営する市町村により様々な内容の事業が実施されております。			
後期高齢者に対する保健事業としては、広域連合が市町村に委託して、健康診査を実施しているところですが、健康診査以外の事業については、現在、広域連合が市町村と検討を行っている聞いております。			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】3①	所管課名	児童家庭課
<要請内容>			
3 子育て支援について			
① 中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付（窓口無料）で実施してください。			
<回答要旨>			
<p>子ども医療費助成制度については、少子化対策や子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、本年4月から通院については小学校就学前まで、入院については中学校卒業まで無料化の範囲を拡大したところです。</p> <p>また、給付方法については、市町村により現物給付（窓口無料）の対象年齢が異なっておりますが、市町村ごとに努力いただいているところです。</p> <p>県としましては、当面はこの制度の適切な運用に努めてまいりますのでご理解いただきますようお願いいたします。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】3②	所管課名	児童家庭課
<要請内容>			
② 妊産婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。			
<回答要旨>			
<p>妊産婦の無料健診制度の財源措置は、平成10年度から市町村への地方交付税措置として一般財源化され、各市町村の実情に応じた取組みがされているところです。</p> <p>また、国へは全国衛生部長会を通じて平成21年度「衛生行政の施策及び予算に関する要望書」において、妊産婦健康診査に対する十分な財政措置を講じることを要望しており、今後も引き続き機会あるごとに国に要望してまいります。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】4①	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
4 国保の改善について			
① 国民健康保険への県の助成金を増額してください。			
<回答要旨>			
<p>市町村が実施する国民健康保険事業の安定的な運営を確保するため、県としましても各種の助成金を市町村に対して交付しており、その交付額は、毎年増加しているところであります。</p> <p>①「国民健康保険基盤安定制度負担金」 ②「国民健康保険高額医療費共同事業負担金」 ③「国民健康保険事業費補助金」 ④「国民健康保険財政調整交付金」 ⑤「特定健康診査等事業費負担金」</p> <p>なお、国に対しては、全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会等を通じて、機会あるごとに、市町村財政負担に対する財源措置が確実に行われるよう要望をしております。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】4②	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
<p>② 保険料(税)について</p> <p>ア これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。</p> <p>イ 就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。</p> <p>ウ 前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。</p> <p>エ 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。</p>			
<回答要旨>			
<p>保険料(税)の減免については、市町村の条例に定めるところにより、災害等によって保険料の納付が著しく困難になった方、また、これに準ずると認められた方で、市町村長が必要と認めるものに対して行うこととなっております。</p> <p>保険料(税)の減免等に関する条例の制定は、あくまでも市町村保険者の判断により行うべきものでありますが、県といたしましても、国民健康保険制度の目的を踏まえ、失業や事業の休廃止等により収入が激減し、保険料(税)の納付が困難になっていると認められる方に対する保険料(税)の減免、徴収猶予についてできるだけ配慮をしていただくよう市町村国保主管課長会議等において指導をしているところであります。</p>			

別 紙（様式 1）

要請番号	【2】4③	所管課名	医務国保課
<p><要請内容></p> <p>③ 保険料（税）滞納者への対応について</p> <p>ア 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どもがいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。</p> <p>イ 保険料（税）を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料（税）の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。</p>			
<p><回答要旨></p> <p>ア 被保険者資格証明書については、平成 12 年度の法改正で法的整備がなされ、国民健康保険法第 9 条第 3 項において、「保険料の滞納につき、災害その他政令で定める特別な事情がある場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。」とされました。被保険者資格証明書は、同法第 9 条第 6 項に基づき、被保険者証の返還に伴い交付するものであります。</p> <p>被保険者資格証明書等の交付に当たっては、市町村に対し、滞納について、特別な事情があると認められるかを適切に判断するとともに、被保険者と面談する機会を確保し、保険料（税）の納付相談に努めるよう指導しております。</p> <p>イ 保険料（税）を払いきれない加入者につきましては、市町村においてきめ細かな納付相談等を通じて、その生活実態の把握に十分努めながら、減免や分割納付及び納付の猶予などを行うよう指導しております。</p>			

別 紙 (様式 1)

要請番号	【2】4④	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
<p>④ 65～74 歳の保険料 (税) の年金天引きは、行わないでください。</p>			
<回答要旨>			
<p>国民健康保険法において、平成 20 年 4 月から 65 歳から 74 歳までの国民健康保険に加入している世帯の世帯主の方は、保険料を年金から支払っていただくという仕組みができましたが、年金額が 18 万円未満の方、国保の保険料と介護保険料 (税) 額をあわせた額が年金額の 2 分の 1 を超える方、世帯内に 65 歳未満の国保被保険者が含まれている方、さらには、これまでの保険料の納付実績が良好かつ口座振替による納付の申し出をしている方で、今後も確実な納付が見込まれる方、災害その他特別な事情がある方等については、年金からの天引きを行わなくてもよいこととなっております。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】4⑤	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
⑤ 一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。			
<回答要旨>			
<p>一部負担金の減免については、市町村の条例に定めるところにより、災害等によって生活が著しく困難になった者、また、これに準ずると認められた者のうち、個々の状況を確認したうえで、市町村長が必要と認めるものに対して行うこととなっております。</p> <p>減免に関する条例の制定は、あくまでも市町村の判断により行うべきものですが、現下の経済状況を踏まえ失業や事業の休廃止等により収入が激減し、生活が著しく困難になっていると認められる方に対する減免や徴収猶予については、できるだけ配慮をしていただくよう市町村国保主管課長会議等において指導をしているところであります。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】5. ①	所管課名	障 害 福 祉 課
<要請内容>			
<p>5 障がい者施策の充実について</p> <p>① 通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。</p>			
<回答要旨>			
<p>利用者負担の軽減措置における資産要件につきましては、低所得の方について一定の負担軽減措置を設けた上で、さらに個々の状況（サービスの種類や収入・資産等）を勘案して軽減を行う場合に適用するものであり、国としても制度設計のバランス上、こうした要件を設定せざるを得ないと聞いております。こうした中、平成19年4月からは、従前に比べて大幅に要件が緩和（＝預貯金等の額の引上げ）されており、更に平成20年7月からは、個人単位を基本とした所得区分への見直しや障害児世帯において資産要件がさらに緩和されております。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】5. ②	所管課名	障 害 福 祉 課
<要請内容>			
② 補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。			
<回答要旨>			
移動支援等の市町村地域生活支援事業に係る利用者負担につきまして は、国の事業実施要綱において「各市町村の判断によるものとする」と定められておりますので、負担軽減策の設定方法につきましても各市町村の判断によることとなります。			

別 紙（様式 1）

要請番号	【2】5. ③	所管課名	障害福祉課
<要請内容>			
<p>③ 第 2 期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障がい者・家族・居宅介護支援事業者・施設関係者等の実情を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。</p>			
<回答要旨>			
<p>本県では、平成 18 年 4 月から施行された障害者自立支援法により、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制に関する計画を平成 23 年度を目標に、18 年度から 20 年度を計画期間とする第 1 期障害福祉計画を平成 19 年 3 月に策定しております。</p> <p>この第 1 期障害福祉計画が今年度終了することから、21 年度から 23 年度を計画期間とする第 2 期障害福祉計画を今年度策定するわけですが、策定にあたっては、地域における利用者へのアンケート調査や事業者・施設関係者へのヒアリングなどにより障害者のニーズの的確な把握に努める市町村とより一層の連携を図りながら、実効性のある計画を策定してまいりたいと考えております。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	6①	所管課名	健康対策課
<要請内容>			
6 検診事業について			
① 特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。			
<回答要旨>			
特定健診は医療保険者が、がん検診、歯周疾患検診については市町村が実施主体として、それぞれの事情を踏まえ行っているものであります。			
健診（検診）の実施については、住民の利便を図り、健診（検診）を受けやすくするよう、実施主体に対してお願いしているところです。			

別 紙（様式1）

要請番号	6②	所管課名	健康対策課
<要請内容>			
② 歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の健診は必ず実施してください。			
<回答要旨>			
<p>歯周疾患検診は、健康増進法に基づき、市町村が実施主体となり、それぞれの事情を踏まえ行っているものであります。</p> <p>現在、本県では、40、50、60歳及び70歳の方が、県内61市町村のうち、60市町村で年1回受診できるようになっており、検診の実施については、住民の利便性を考慮して、検診を受けやすくするよう実施主体が努力しております。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【2】7①	所管課名	総務部市町村課
<要請内容>			
7 地方税の徴収について			
① 地方税の年金天引きを行わないでください。			
<回答要旨>			
<p>公的年金からのいわゆる天引きについては、所得税は従前から源泉徴収がなされており、個人住民税も平成20年4月30日に法律が改正され、平成21年10月から実施される予定です。</p> <p>個人住民税において特別徴収制度を導入する主旨には、高齢化社会の進展に伴い公的年金を受給する高齢者が増加することを踏まえ、従来、年4回市町村の窓口、金融機関に出向くなどして納めていた年金受給者の皆様の納税の便宜を図るためであり、また、従来の年4回から年6回の公的年金の支払いの際に特別徴収を行うこととなるため、1回あたりの負担額が軽減されることにもなります。なお、特別徴収対象者は65歳以上の公的年金受給者のうち、所得控除等をしてもお税額が算出される者であり、あくまで個人住民税の納税義務者を対象とするものです。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】①	所管課名	健康福祉総務課
<要請内容>			
<p>【3】国に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。</p> <p>① 宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。</p>			
<回答要旨>			
<p>年金制度は国の直轄事務でありますので、国政の場での議論を見守ってまいります。</p> <p>なお、年金記録不備問題に関しては、県民に大きな不安を与えていることから、昨年、全国知事会から国に対し、「早急に住民の不安を解消し、年金制度に対する信頼を回復するため、適切な対応がなされるよう」要請しております。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】②	所管課名	医務国保課
<要請内容>			
② 後期高齢者医療制度は廃止してください。			
<回答要旨>			
<p>後期高齢者医療制度は、高齢社会において国民皆保険制度を将来にわたって持続可能なものとするために創設されたものでありますが、麻生総理大臣の所信表明演説において、「高齢者に納得していただけるよう、1年を目途に、必要な見直しを検討する」とされたところでもありますので、今後の動向を注視してまいります。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】③	所管課名	高齢福祉課
<要請内容>			
<p>③ 介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。</p>			
<回答要旨>			
<p>介護給付費における国の負担分25%（施設給付費については20%）のうち、定率部分は20%（施設給付費については15%）で、残りの5%は調整交付金とされていることから、県としましては、これまで全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会等を通じて「調整交付金については、国庫負担分とは別枠で措置すること」を要望しており、今後も引き続き要望してまいります。</p> <p>介護労働者の処遇改善につきましても、介護報酬の改定に際して、介護保険事業者が適切な事業運営を継続できるよう、必要な見直しを行うよう国に要望してまいります。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】④	所管課名	児童家庭課、医務国保課
＜要請内容＞			
<p>④ 子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。</p>			
＜回答要旨＞			
<p>現在、国の制度においては、就学前まで医療費は2割負担となっておりますが、少子化対策や子育て支援として無料化制度は必要と考えておりますので、今後も引き続き機会あるごとに国にその制度の創設を要望してまいります。</p> <p>妊産婦健診の費用補助については、平成9年度までは2回分の国庫補助がありましたが、平成10年度一般財源化（地方交付税措置）され、現行では各市町村の実情に応じた取組みが行われているところです。このような地方交付税で措置された事項について、補助金制度の復活は困難であります。</p> <p>また、国へは全国衛生部長会を通じて平成21年度「衛生行政の施策及び予算に関する要望書」において、就学前までの医療費の無料化及び妊産婦健康診査に対する十分な財政措置を講じることを要望しており、今後も引き続き機会あるごとに国に要望してまいります。</p> <p>また、子ども医療費助成を始めとする地方単独福祉医療費の実施は、子どもの健康確保と福祉向上に大きな役割を担っておりますので、当該制度の実施に伴う国庫負担金の減額制度の廃止については、県としても、十三大都道府県国民健康保険主管課長会として、毎年、国に要望しております。</p>			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】⑤	所管課名	総務部税務課
<要請内容>			
⑤ 消費税の引き上げは行わないでください。			
<回答要旨>			
<p>次のとおり、地方消費税の充実について、全国知事会を通じて、国に要望しているところであり、国における消費税を含む税体系の抜本的改革の議論を見守っていきたいと考えている。</p> <ol style="list-style-type: none">1 今後、確実に増嵩が見込まれる医療、福祉等の社会保障や教育、警察、消防といった住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくためには、その財源として、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税を充実すべきである。2 その時期、拡充の幅等については、景気の状態に配慮しつつ、国・地方を通ずる消費税を含む税体系の抜本的改革の中で検討し、実現を図ること。			

別 紙（様式1）

要請番号	【3】⑥	所管課名	健康福祉総務課、医務国保課
<要請内容>			
⑥ 社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。			
<回答要旨>			
<p>社会保障に関する制度設計は国に対して行っているため、社会保障制度の変更については、国政の場での議論を見守りたい。</p> <p>また、医師不足については、新医師臨床研修制度など国の制度設計に起因した全国的な問題であることから、全国知事会等を通じて国に要望した結果、医師養成数の増加について、平成21年度に大学医学部の定員が過去最大程度まで増員される見込みとなりました。</p> <p>看護師についても、中部圏知事会義から国に対し、確保対策の更なる充実を要望しております。</p> <p>今後も、国レベルで取り組むべき課題については、引き続き要望してまいります。</p>			